

岩手県告示第980号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 一 関市大東町大原字渋谷109の5から109の13まで、109の19
  - （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
  - （3） 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 一 関市室根町折壁字君ヶ鼻1の9・1の69（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- （3） 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。